

## 災害等情報の放送に関する協定

(趣旨)

第1条 福山市（以下「甲」という。）と、(株)エフエムふくやま（以下「乙」という。）とは、各種の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、平常時及び災害時において、甲は乙に対して放送の依頼を行い、乙はこれに協力するものとする。

(依頼内容)

第2条 甲は、次の事項に関して乙に放送依頼を行うものとする。

1 平常時における放送

災害に対する日頃からの備え等、市民の防災意識の高揚、啓発に関する放送

2 災害時における放送

各種の災害情報

(放送依頼)

第3条 甲は乙に対して放送依頼をしようとするときは、別紙様式により文書で行うものとする。但し緊急の場合は電話、FAXによることができるものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条による依頼があった場合は、最大限これに協力するものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

1997年（平成9年）2月14日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
代表者 福山市長 三好 章

乙 福山市西町二丁目10番1号  
株式会社エフエムふくやま  
代表取締役社長 鈴木 康平

## 災害等放送依頼書

年 月 日

エフエムふくやま  
代表取締役社長 様

福山市長  
(災害対策本部長)

災害等情報の放送に関する協定第3条に基づき放送の依頼をします。  
(郵送・電話・FAX)

1 依頼責任者 職・氏名

2 放送依頼の理由

3 希望する放送日時

4 放送文

5 その他必要事項